

○辻泰弘君 おはようございます。民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

本日は、最近、誠に残念ながら、厚生労働省にかかわる不祥事等々が連日のごとく報ぜられたところでございまして、今日は何が出てくるのかというのを新聞で朝見るのが怖かったようなところがあるわけでございますけれども、本来、四月の半ばごろに、政府提出法案の審議に先立ってこのような場を持たせていただいて、厚生労働行政の根幹にかかわる重要事でございますので、そのことを政府サイドに心していただくというところから出発して政府提出法案に審議に入らせていただきたいと、このような思いもあったわけでございますけれども、審議日程等の関係で結果として今日に至ったわけでございますけれども、今国会最大の重要法案と言われている年金法案の前にこういうことが持ったことは、それなりに意義があったと思うわけでございます。

本日は、最近のそういった厚生労働省にかかわる不祥事について御質問申し上げたいと思うわけでございます。

この一か月ほどいろいろとテーマを積み上げてまいりまして、どんどんどんどん在庫が膨れ上がってきたところでございまして、前のがどうだったのかなということ、忘れてしまったのをまた思い出したりしてやっているようなことでございます。

さてそこで、まず最初にお伺いしたいんでございますけれども、先般、福田前官房長官がお辞めになったということがあったわけでございます。それは、もとより、国民年金の保険料の未納の問題、未加入の問題であったわけでございますけれども、その直接的な導火線といいますか、それが爆発した直接的な関係は、週刊文春に載った福田長官の、それ以前も払っていないときがあったよという、こういう記事だったというふうに報ぜられているわけでございます。

それがある程度定説になっているようなところもあるわけですが、その記事を拝見しますときに、私は、これは福田さんが未納であった、年金法案を提出されたお立場でお辞めになるということは当然だと思うわけでございますし、また、これはほかの閣僚の方にも問われることだと思うわけでございます。私どもの菅代表もそのような同じような立場から昨日辞意を表明させていただいているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、福田長官がお辞めになったというそのことはそれとして、別の角度から見たときに、私はちょっと一つ問題があると思っているわけでございます。そのことについて聞きたいと思うんです。

すなわち、その週刊文春の冒頭にこのように出ておりました。「衝撃の情報は、ある厚生労働省関係者からもたらされた。」と、このようになっているわけでございます。すなわち福田長官の、前長官のある意味で個人の情報が厚生労働省関係者からもたらされたというのが冒頭に出ている。それから、福田長官のインタビューということで出ているかぎ括弧付きの文章の中に、「社会保険庁からも「これはもう、極秘で管理している」と聞いております」と、「もしそういうことがあったとすれば、社会保険庁から漏洩があったということなんですよ。」と、「もう誰と誰が扱っているかということはわかりますから、途端にクビですよ、そんなのは」と、こういうのが福田長官の、前長官の発言として出ているわけでございます。

そこで、私はお伺いしたいと思いますことは、江角さんの例のあの問題のときには、本

人の了承がなければ調べることができないんだというふうなことを、この場であったと思いますけれども、局長でございましたか、御発言もあったわけで、そういう意味において、これから情報化社会がどんどん進んでいって、基礎年金番号ももとより充実していく部分もあるでしょうし、また住基ネットの拡大というようなこともこれからあるんでしょうし、そういった意味で個人情報の管理というものはやはり極めて重要なことであって、社会保険庁としてはそのことについて極めて重大な責任があるというふうに思うわけでございます。

ですから、この福田さんのというより、福田長官という責任ある立場の人がこのようにおっしゃっているということでございます。まず、今回の福田さんにつながった情報を厚生労働省から流したということが本当にあったのかどうか、その辺、調べておられるかどうか、そのことについてまずお伺いしたいと思います。

○政府参考人（薄井康紀君） 今御指摘のとおり、年金関係の情報、個人に関する情報ということでございます。情報の管理につきましては、先般のあの江角さんのときにも話題になりましたように、御本人からの照会等に応じてこれはお答えするということは当然であるわけでございますけれども、一般的に申し上げまして、御本人の同意を得ることなくそういった情報を流すと、こういったことはあってはならないことでございます。

御指摘の週刊誌に掲載されました記事についてでございますけれども、私ども社会保険庁の本庁、それからデータ等を扱っております社会保険業務センターの関係職員につきましては、この週刊誌から取材を受けたかどうかという確認をいたしましたけれども、そのような事実は、これはございませんでした。それから、地方庁、社会保険事務局なり社会保険事務所というところがございまして、こちらの方は現在確認を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、仮に万一にも記事のような事実があったとすれば、年金加入歴という個人に関する情報を第三者に提供したということになるわけでございまして、これは、国家公務員法上の守秘義務との関係、あるいは個人情報保護法との関係、こういったところもございまして、情報管理上重大な問題であると認識をいたしているところでございます。

○辻泰弘君 今の体制をお聞きしたいんですけれども、私どもは名簿管理をすると名前を検索するということがあるわけですが、今の地方の社会保険事務所で例えば名前を入れることによって検索できるんでしょうか。すなわち、地方の一社会保険事務所でも全国の方の名前で検索して引っ張り出すことができるんでしょうか。

○政府参考人（薄井康紀君） 基本的には、全国どこの社会保険事務所、あるいは年金相談センターというところがございまして、そこに御相談に見えられるということが当然あるわけでございます。そういう意味では、氏名と、お名前だけですとあれですから、生年月日、こういったものを使って検索をする。もちろん、同一姓名で同一生年月日の方もおられますから、そういう方につきましては特定がなかなか難しい、御本人の職歴とか、そういうことを確認をしないと特定ができないということになるわけでございますけれども。

ただ、そういうふうな形になっておりますから、私どもとしては、こういうふうな情報にアクセスするに当たりましては、カードを用意をいたしまして、個人情報の照会を行う際にはこのカードを使用して、そのカードを管理することによりまして現場におきます個人情報の保護ということを徹底をいたしております。

具体的には、このカードを使ってどういうふうな照会をしたかと、こういったことが確

認できる仕掛けにはいたして、そのことによりまして情報の保護を徹底する、こういうことで考えておるところでございます。

○辻泰弘君 そういたしますと、これは悪いケースになりますけれども、直接的な問い合わせが本人からなかった場合も、担当の事務所の、社会保険事務所の方が調べようと思えば調べられるということになるわけですか。

○政府参考人（薄井康紀君） 御本人から御照会がなくてもそれは調べることは可能でございます。ただ、そういうふうな、調べたらそういうふうな履歴といいたいまいしょうか、そういうふうなものが残ってくるということでございます。

○辻泰弘君 そうすると、日本全国、社会保険事務所のところでは、例えば福田康夫と入力すれば、ぱっとそれは出てきて、ダブリはもちろんあるでしょうけれども、ダブリはあるでしょうけれども、それで、そこから群馬県とかいうことでアクセスしていくなれば特定することはできる、一般の事務所の方が見ることができる状態にある、こういうことですね。

○政府参考人（薄井康紀君） 事務所の職員がそういうふうなカードを使ってちゃんと認識をさせた上で、そういうふうな情報にアクセスすることはできると。これは、年金相談どこにでもいらっしゃるわけでございますので、どこにいらっしゃっても相談に対応できるようにするためにそういう仕掛けを取っているところでございます。

○辻泰弘君 そのカードというのは、その事務所にかなりあるということなんでしょうか。

○政府参考人（薄井康紀君） 実際には、かなり頻繁にそういうふうなオンラインの端末を使って仕事をする職員には専用のを与えているということもございまして、それから比較的頻度の少ないところは課で共用する、ただしだれが使ったかはそこできちっと管理をすると、こういうことでやっております。

○辻泰弘君 その人その人の名前が書かれるわけじゃないですよ。ずっとそのカードを入れて開けっ放しにしていれば、ずっとそれはだれが使おうと見れる状態であると、こういうことでしょうか。

○政府参考人（薄井康紀君） 基本的には、カードにいわゆるそのカードを識別する番号といいたいまいしょうか、そういうのが付いているということと、それを実際に使った人が連動できるような形で管理をしているということでございます。

○辻泰弘君 ですから、使った本人かどうかは必ずしも分からないけれども、カードを入れたら、その後、機械は動いていると、こういう状態だということですよ。

○政府参考人（薄井康紀君） 基本的にはそのカードを入れて初めてそういうふうな照会等ができると、こういう仕掛けでございます。

○辻泰弘君 状況は分かりましたけれども、いずれにいたしましても、非常に情報化社会ということで個人の情報管理というものは大事な側面、大事なものでございますから、その点についてお心掛けいただきたいということと同時に、先ほどこの件についても確認中

だとおっしゃっておられましたから、そのことについて調査結果を、いや、ひょっとしたら、これは実は厚生省あるいは社会保険庁から流れたのではないかもしれないわけでございます。可能性として、その直接的な当事者が調べた後、その流れの中ということもあり得るわけでございますから、全面的に社会保険庁が悪いというふうには私は決めているわけではございませんけれども、いずれにいたしましてもこのことについてやはり御確認をいただきたいということと、やはり情報管理というのは非常に大事ですから、その点について大臣、ちょっと御所見、決意をお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣（坂口力君） これは非常に大事なことでございまして、私もその記事を見て、あつてはならないこととございまして、そういう情報を知っている人間というのは本当に限られた一、二人だというふうに思います。流れているというようなことがもし仮にもあったとすれば、これは厳罰に処すべき私はことだというふうに思っている次第でございます。

個別の案件について軽々に省内といえども扱わないということにしなければいけませんし、万が一そういうお申出があつて調べますときには、本当に限られた人間の中でそれを適正に処理をする、外部にそれが漏れるようなことがゆめゆめあつてはならないというふうに思っておりまして、厳正にひとつ対応できるような体制にすべきだということを今言っているところでございます。

この件にかかわらず、よくマスコミにいろいろなことが流れるわけでありまして、我々が知らないことでも次から次にと出てくるものですから、それは聞かれて言うということもあるだろうとは思いますが、大事なことはきちっと中で処理をした上ででないと外に流してはならない、そうした基準もひとつちゃんと作るべきだということを今言っているところでございます。

○辻泰弘君 そういった意味で、情報管理を徹底するという意味でも、今回のことを調べていただくという過程でそのことが伝わるという部分もあるかと思っておりますので、その点はしっかり御調査いただいて、今後とも、今の大臣の御決意に基づいて、非常に大事な、ますますこれから大事になる部分だと思っておりますので、お願い申し上げたいと思うわけでございます。

最初に言いましたように、文春のこと以前のことで福田長官は辞任されるべきだと私も思っておりますので、それは、そのことは念のため申し上げたいと思うわけでございます。

さて、もう一つのポイントをお伺いしたいと思います。

これは、本委員会でも四月の二十日に日歯、日歯連についての集中的な審議がございまして、参考人の方はその一週間後であったかと思っておりますけれども、二十日には政府、対政府に対しての質問をさせて、質疑をさせていただいたときがございました。そのときの御答弁で、ちょっとひとつ確認といたしますか、申し上げたいと思うわけでございます。

これは、岩尾医政局長さんの方からこういう御答弁があつたわけでございます。日歯の問題で、厚生省の方々が日歯によく出向いておられると、こういうような質問の中で、局長が、歯科保健行政、名前のとおり、仕事を遂行する上では歯科医師会の協力が得られない限り何もできないと思つておりますと、こういうふうには御発言をされておるわけでございます。そこで、これ素直に読めば、協力が得られる範囲でしか仕事をしないというふうにも読めるわけでございます。また、悪く見ますと、協力を得るためには何でもするというふうにも読むこともあるわけでございますし、協力を得て進めるということもあるわけでございます。

それで、やはりちょっとこういう集中審議の過程でこういう発言が出たことは、私は少

し、少しといいますか、残念に思っております、やはり日歯の協力を得る部分ももちろんあるかと思うんですけれども、しかしいずれにいたしましても、厚生労働行政に責任を持たれる厚生労働省として、また局として、あるべき歯科保健行政の姿というものを考えて、それに向けて、ある局面においては歯科医師会の方々にも意見をし、意見しといいますかリードして、協力が得られない限り何もできないというふうなことではなくて、やはりリードして引っ張っていくんだと、こういう局面といいますか、そういう部分も当然なければならないと思うわけでございます。

この御答弁だけを見ますと、そういう思いが全然伝わってこないわけでございまして、そのことについて、局長、どうお考えか、お聞きしておきたいと思えます。

○政府参考人（岩尾總一郎君） 発言が不十分であったことにつきましては、誠に申し訳ないと思っております。

私の四月二十日の答弁の趣旨は、例えば乳幼児の歯科健診ですとか、それから歯科保健全国大会などの事業、そして母と子のよい歯のコンクールのような様々な事業がございしますが、こういう事業を円滑に推進するためには、専門団体であります歯科医師会の協力というのが不可欠であるということと述べたものでございます。一般的に、その歯科保健医療行政、円滑かつ的確に推進していく上では、歯科医師会を始めとする関係機関と様々な意見交換を行うということは必要であろうというふうに考えております。

以上です。

○辻泰弘君 意見交換もさることながら、やはり要は、私が申し上げておりますことは、極端に言えば、歯科医師会が反対されることであっても、厚生労働行政を進める上で、歯科保健行政を進める上であるべきものであるというふうに思われるならば、それは説得しリードしてでもいくんだという、そういうことも当然あってしかるべきですが、そのことは当然に御自身のものとしておられるかどうかということなんですね。今の御答弁だと、率直に言ってやはりそれほど域を超えていないように思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人（岩尾總一郎君） 職務の遂行に当たっては、是々非々で行っていく所信でございます。

○辻泰弘君 これ以上このことで時間は取りませんが、やはりこの答弁、非常に私は聞いた途端に残念に思ったわけでございまして、やはり、歯科保健行政のあるべき姿を追求する、そのスタンスから歯科医師会の方々にも理解を求めていくのは当然でしょうけれども、協力を求めるのは当然だと思いますけれども、やはりリードするのは厚生労働省であるというスタンスで取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

さて、それでは次に、ある意味では本体といいますか、広島労働局の問題についてお伺いしたいわけでございます。

これもかねがね報ぜられてきたところございまして、一月九日の新聞から出されたことだったかと思いますが、それで、先般、報告書といいますか、処分も発表されたわけでございますけれども、まず、時間の関係上そんなに長くはしていただくこともかありませんけれども、最終調査結果が出ておるわけでございますが、そのことについて御説明をいただきたいと思えます。

○政府参考人（鈴木直和君） 広島労働局におきます公金の不正支出につきましては、広島の労働局、それから厚生労働本省を挙げて調査をしたところでございます。

調査結果の概要につきましてかいつまんで申し上げますと、まず、同局の職員が平成十二年、十三年度におきまして、自らが管理する銀行口座に公金を振り込む等の不正を行い、総額約二千三百六十万円の搾取を行ったこと、それからもう一つは、同局の職員二名でございますが、その二名が中心となって、平成十年度から十四年度にかけて、架空の物品等を購入するように偽装して上司の決裁を受けた後に、日銀に提出する国庫金振り込み明細票を差し替えまして、架空の銀行口座に公金を振り込む等によりまして、約一億三千二百万円の不正支出が行われたこと等を確認しております。また、これは労働局の調査ではございませんが、広島労働局の元職業安定部長、これが職員、先ほど申し上げました職員等と共謀して公金を不正に着服したということで逮捕されたという事案がございました。

厚生労働省といたしましては、この調査結果を基に、先ほど申し上げました三名を懲戒免職の上刑事告発するとともに、当時の広島労働局の会計担当者それから管理監督者を厳正に処分したところでございます。それから、当時、本省において広島労働局を指導する立場にあった者についても、その指導監督につきまして不行き届きがあったとして処分を付したところでございます。あわせて、不正に支出された額につきましては、延滞金を付して全額を国庫に返還したところでございます。

さらに、厚生労働本省職員の広島労働局職員からの物品の受領等につきましては、本省において調査を行ったところ、一部の職員がビール券等を受領していたり、それから出張した際の懇親会において費用を支払っていなかった等の事実が認められました。これにつきましても、その事実関係に基づきまして関係者に対する処分を行ったところでございます。

以上でございます。

○辻泰弘君 今、処分を行ったということなんですけれども、報ぜられているところ、直接は聞いていないんですけれども、本省サイドでは訓告とか嚴重注意などという形だったと聞いておるんですけれども、懲戒より軽い矯正措置だと、軽過ぎるんじゃないかと、このような指摘もあるわけで、私自身もそのように思うんですけれども、事柄の性質上、何か非常に穏和などといいますか、軽い形でこなしてしまったようにも思うんですけれども、一つのルールがあるかもしれないんですが、そういう御指摘にはどうお答えになるでしょう。

○政府参考人（鈴木直和君） 処分につきましては、広島労働局関係者、それから本省職員につきまして、従来の処分のルール等を踏まえて厳正に処分をしたと思っております。また、同時に、課長以上の者については氏名も公表するというところでございます。

○辻泰弘君 そのことについての問題意識はあるんですけれども、それはそれだけにいたしますけれども。

そこでまず、今お話あったように、一億六千三百万、これは延滞金も含めての話だと思うんですね。一億三千二百万ですか、それが不正経理の対象といいますか、総額になるんだかと思うんです。ただ、その中で個人的、今先ほどのお話にもあったと思うんです、個人的な使い込みといいますか、そういう部分があると思うんです。結果、結局組織的に不正支出されたという額というのは幾らなんでしょう。

○政府参考人（鈴木直和君） 金額につきましては約一億三千二百万、不正支出の額は御指摘のとおりでございます。

その中で、逮捕された者等についての個人的な着服の金額というのは分かりますが、それ以外の金額については資料等が、具体的資料がないということで、金額を確定すること

はなかなか難しいという状況がございまして、それぞれ具体的にどのように使われたかという点につきましては、金額の確定は難しいというふうに考えております。

○辻泰弘君 一億三千二百万のうち、個人的なやつというのは、返済されたのが四千五百万でございましたね。ですから、どれぐらいが個人の部分なのでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 先ほど一名という者が説明でございましたが、その一名の着服が二千三百五十九万でございます。それから、その後の二名ということで申し上げましたが、その二名のうちの一名が着服額が千二百八十七万、それからもう一名が約百十三万ということで把握をしております。

○辻泰弘君 これ後で聞こうと思っていましたけれども、今足すと三千七百万とかそんな感じですかね。これ、家族が返されたのは四千何百万だったですね。延滞料なんですか、その差というのは。

○政府参考人（鈴木直和君） 個人が着服したものについては以上でございますが、それに延滞金が掛かることは御指摘のとおりでございます。

○辻泰弘君 それは後でまた聞くところがありますのであれですが、それで、結果として一億円が特定できなかつた、大きく見ればですね。一億円の使途が特定できなかつたというまになっているわけなんですね。で、結局そのままある意味では幕引きしてしまっているんじゃないかというふうに私は思えてならないわけなんでございます。

それで、まず事実関係として、書類が残っているのはいつ以降残っているんでしょう。

○政府参考人（鈴木直和君） 会計の書類というものは平成十年度以降残っております。といいますか、保存期限が来たものについてもこの関係については保存しておくよというところでやっておりますので、会計書類については残っておりますが、具体的に、不正支出をしてそれを具体的にどういうふうに使ったかというものについては全く資料がございませんので労働局のヒアリング等によってやっておりますが、その具体的な使途については、例えば懇親会、内輪の懇親会に使ったとか、あるいは本省に行った場合のビール券、土産に使ったとか、そういう具体的な事実関係についてはお聞きしておりますが、その金額については確定するに至ってない、そういう状況でございます。

○辻泰弘君 一億円もの規模が特定できないまま終わってしまうというのは、私は本当にその内部調査がしっかりできたのかというのは率直に言って思うんです。

それで、一つ疑問に思いますのは、広島労働局に対する緊急の会計監査が行われたのは四月五日から一週間だったわけですね。これは、一月九日に新聞で報ぜられて以降三か月たってから会計監査が入ったわけなんです。それまでは、内部調査をしてからということになっていたわけですね。その内部調査結果を精査するために会計監査が入ると、こういうことだったように思っておりますけれども、なぜそんなに間が空いたのかといいますか、三か月入らなかったのかと、このことはどうなのでしょう。

○政府参考人（鈴木直和君） 広島労働局での調査が、膨大な資料、会計書類を踏まえて調査をする、それから、その関係者からいろいろヒアリングをするということで、その関係の業務量、これがかなり掛かったということもございまして、それから、その都度、ある程度具体的な事実がはっきりした段階ごとに懲戒処分をして、その上で刑事告発をする

ということで段階を踏んでまいりました。

そういうことで、最終的にいろんな事実を確定する、不適正支出額を確定する、それから捜査といいますか、刑事告発をして、懲戒処分をして刑事告発すると、そういう段取りをして固めていったということで時間が掛かったという点でございます。

○辻泰弘君 会計監査というのは日常的にもあり得る業務だろうと思うんで、それは何も内部的な調査を待たなくても、最初に入っておいてまた入れればいいわけだろうと思うんですね。

その三か月の間、現地に任せたということが私はどうも解せなくて、四月五日にそのことが分かったときに疑問を持って今日に至っているんですけども、しからば、今回の報告というのは、その監査結果の報告というのが出てそれを踏まえたものであることは、そうなっているんですね。

○政府参考人（鈴木直和君） 広島労働局の調査におきましても、その不適正支出額がどのくらいかという点は、その大まかな点はある程度早い段階から概要は分かっております。ただ、それが具体的にどういうふうに使われたか、それから個人の着服額が幾らか、そういう点についてはかなりの調査をしないと分からないという状況ございました。そういった点で時間が掛かったということでございますが、その最終段階で不適正支出額が幾らかという最終確認をしたのは本省からの監査によるものでございます。

○辻泰弘君 そうすると、監査の結果というのは、内部調査、その結果をある意味ではチェックしたと。それは結局、内部調査を結果としては認めるものであったと、こういうことでいいんですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 内部調査を踏まえていろいろ具体的な事実を確認したものでございますが、大体内部調査の結果のとおりでございますが、その中でいろいろ、広島労働局における検査体制の問題とか、そういった問題も含めて監査指導を行っております。

○辻泰弘君 当初、一月九日段階で労働局長は、広島労働局長は一か月ぐらいで結果が出るだろうということもおっしゃっていて、その後いろいろ状況変わってきてそうなったのかもしれないけれども、しかし私は、会計監査というのは、正に緊急の会計監査というのは四月五日に入るわけで、最初に緊急に入れば良かったんじゃないかと思うわけでございますけれども、素人の考え方もかもしれませんが。

しかし、そこがどうもよく分からなくて、大臣、いかがでしょう。今後、こういうことがあっていいわけじゃございませんけれども、やはりこういうことがあったら、まず会計監査が入って、その現時点での状況をまず把握しておくことが大事だと思うんですけども、大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） これは、会計監査というのはふだんから毎年やっているわけですね。ところが、そこにそれでは上がってこなかったということでありまして、なぜ私も、会計監査をしているのにそこに、なぜそこが上がってこないのかということのを再三私も問い詰めたわけでございます。しかし、いろいろ話を聞きますと、会計監査に上がってくるような状況になっていなかった、普通の会計監査をしても上がってこないようなからくりになっていたということでありまして、それでは会計監査を何のためにやっているか分からぬんじゃないかと、こう私は実は言ったわけでありまして、その会計監査のやり方にも私は今後一考を要すると思っております。



いつもやっております会計監査のやり方では上がってこないということになれば、それじゃ、本当にそこで使われておりますものが一体、そこにそろっております書類、ちゃんと書類があればもうそれでいいということになってしまっている。書類はあっても、その書類が違うものであれば、それは全くこれはやり直さなきゃいけないわけのものでありまして、そうした意味で、徹底的にひとつ調べてほしいということでもあります。

先ほどから官房長答弁しているとおりでございますけれども、中心的な人物が亡くなられたということもあって、そして全貌が分かりにくくなったということも正直言っているわけでございます。そうしたことも踏まえて、これからもう一つ監査の在り方も考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

私、一番最初、大臣にならせていただきましたときに一番最初にスタートしましたのがKSD事件でありまして、これでもう本当に国会でもいろいろと御議論をいただいて大変なスタートでございました。そういう経緯があって、そのときから、旧労働省関係について徹底的にそこはやらなきゃいけない。だから、その当時は関連する特殊法人だとか外部監査の話でありまして、この外部監査についても、ただ単にやっているだけでは駄目だということを再三言ってそこを改善をしたつもりでいたわけでございますけれども、今度は肝心かなめの内部におきまして起こっているということでありまして大変私も大きなショックを受けたわけでございますが、もう一つ、もう一度ここはあらゆる角度から監査というのはやっぱりやらなきゃいけない。書類を見て監査をやるだけでは不十分だということをつくづく今回感じた次第でございます。

今後、そうしたことのないように、もう少しやり方そのものを改善をして、抜け道のないようにやっていかなきゃいけないというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 実は、五月の七日に広島地裁におきましてこの逮捕された方々の初公判があったようでございまして、そのときにある被告の方が、前任の被告の、同じ被告になっている前任者の会計のという意味ですけれども、会計の前任者の人から不正経理の引継ぎを受け、不正経理が組織内で歴代引き継がれていたことを明らかにしたということが出ておりまして、そういう陳述があったんじゃないかと思うわけですが、すなわち、そういう不正経理の引継ぎがあったということが、毎年行われている会計監査によって全くチェックできなかったということを行っていることになるわけでございます、それが多分正確な理解だろうと思うんですけれども。

ですから、今大臣がおっしゃったことにある意味では尽きるといえばそれまでなんですけれども、しかし、そのことの意味するところというのは、形骸化した会計監査であってはならない。また、今回の、一月九日でありながら、本省からの会計監査が入ったのは四月五日だということも、私はその対応として極めて疑問を持たざるを得ないわけでございます。そういった意味で、会計監査の在り方といいますか、やっぱりこれは根本的に変えていかなければならない。

やはり厚生労働行政は、それはもう正に、前に質問でも申し上げたと思いますけれども、やっぱり国民生活に大きくかかわる極めて重要な職責を担っているわけございまして、厚生から労働、両方入って余計に増えたわけございまして大臣も御苦労だということを前お聞きしたわけでございますけれども、それを担っている、厚生労働行政にあずかる方の責任は大変重いし、それだけ信頼されなければならぬということを感じるわけございまして、そういう意味で、こういった一つの大きな手掛かりとして会計監査というものはあると思うんで、そのことについては、これは本当は中央省庁すべてにわたることだろうとは思いますが、少なくとも厚生労働省、こういったことが現実に大きく幾つかのことが報じられてきたわけございまして、実際それがあったわけございまして、そのことについては心してお取組をいただきたいと、そのように思うわけござい

して、大臣、先ほどおっしゃっていただいたことをごさいますけれども、強い決意のほどをお伺いしたいと思う次第でございます。

○国務大臣（坂口力君） 今回の事件、ずっと私も聞いておりまして、特に多額の金銭が隠されたというのは、平成十年、十一年、そして十二年にも若干またがっておりますが、その辺のところ集中して行われている。これがなぜそうだったのかということ、理由はよく分かりませんが、平成少なくとも十三年の一月から新しい省庁が誕生するその直前でございまして、様々な制度が変わります前にそういったことが行われたとも言えないこともないわけでございます。

新しい体制で今、先ほども申しましたように、KSD事件のこともこれありという、徹底的な見直しをとっているわけでございます。しかし、過去のことであるとはいえ、そういうことが起こったということは本当に国民の皆さん方に申し訳ない話でございまして、こういうことが再び起こることのないようにどうやっていくか、もう一度再検討をいたしまして、そして新たに出発をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○辻泰弘君 そのことはそれを了と受け止めたいと思うんですが、五月の七日の段階でしょうか、広島労働局長が記者会見をされたときに、この件は広島の特有の問題だと、こんなふうにおっしゃったというふうに言われているわけでございます。本当に広島だけのことなのかということになるわけでございます。

それで、この間、厚生労働省として、これは五月七日付けでしょうか、全国の労働局に綱紀肅正などを通達されたというふうに聞いておるんですけども、その程度のことでもいいのかどうかということございまして、後で聞こうと思っておりますけれども、別の問題も、今引き続き元労働省の課長の部分もあるわけでございますから、そういう意味ではいずれにしても調べていくことになるのかもしれませんが、これは広島労働局固有の問題だというふうに理解していいとは思わないわけでございます。これは五月の七日のある意味で一つのくくりの、締めくくりみたいなきに、広島労働局長が広島の特有の問題だと強調されたということが、私は少しまたそのこと自体も問題だと思っております、そこに閉じ込めてしまうことは私は恐らく間違いだろうと思うわけでございます。

ですから、労働局長がおっしゃったわけですから、官房長が御存じないという、御本人ではないわけですが、しかし、この広島特有と強調されたということはどういうことだったんでしょう。それは妥当ではないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 御指摘の広島労働局長の発言につきましては、広島労働局長が今までの行政経験から御本人の判断として言われたものだろうというふうに理解をしております。

ただ、この問題につきましては、大臣からの指示もありまして、監査指導の本省の体制を強化して、全労働局につきまして、第一・四半期中に全局、全労働局を監査指導するというので、現在監査指導を進めている段階でございます。

いずれにしても、広島労働局のような事例がないことを私どもは期待しておりますが、どちらにしても全局を調査するという事は現在進めておるところでございます。

○辻泰弘君 第一・四半期とおっしゃったということは、四月から六月のうちという意味でございますね。

○政府参考人（鈴木直和君） 六月末までには全労働局についてそういった監査指導を行

いたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 是非、当然のことですけれども、今回のようなことがその元々の監査ではすり抜けていたわけですから、そういうことがあったということを踏まえて、そういうことがあるかどうかというところまで徹底的に調べていただくということでの監査にさせていただいて、六月末の後に、また本委員会にも、そのときの状況にもよりますが、私どもにまたその報告をしていただきたいと、このように思うわけでございます。

それで、もう一つ、広島労働局として再発防止策を出したというふうに聞いているんですけども、これは独自に出されているんでしょうか。広島労働局として、広島労働局の職員と本省の職員とが飲食を禁ずるとかいうふうな再発の防止策を出されたやに聞くんですが、広島労働局独自に、それこそ特有に出されたということなんでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 再発防止策につきましては、広島労働局は広島労働局でございしますが、本省としても再発防止については最大限の努力を払いたいと思っております。

その再発防止策につきましては、先ほど大臣からもありましたように、監査指導の強化もございしますし、それから同時に、例えば本省と出先機関との懇親会等の自粛等も含めてこれからやっていきたい。それから、具体的に、監査指導につきましては、従来書類でやっておりましたが、一番の問題は、特定の職員がそういった会計、経理等に携わっている、そのチェック体制が全然なっていない、そういった問題が今回の広島の事案で見られました。監査指導におきましては、そこら辺も具体的にこれからどう見ていくか、そこら辺の方策を検討したいと思っております。

同時に、綱紀肅正全般にかかわる問題ですが、意識改革等も含めてこれから徹底をしていきたいと考えております。

○辻泰弘君 そういった部分も大事だと思うんですけども、私、もし官房長が把握されていないんならまた後でもいいんですけども、私が聞いたので見ますと、広島労働局長がおっしゃった言葉、説明の中にあっただらうと思うんですけども、広島労働局の職員と厚生労働省の本省の職員とが飲食をともにすることを禁ずるなどの再発防止策を明らかにしたと、こういうふうに言われているわけなんです。だから、そのことが事実関係としてそうなのかどうかということなんです。

○政府参考人（鈴木直和君） 広島労働局長の方でそういったことを考えているというのは、私どもも把握をしております。

同時に、私ども本省としても、この問題が報道されて以降、労働局長会議等の場で各労働局に対して、そういった懇親会につきましては、完全に会費で払っていることが明確な場合を除き、そういったことはしないようにということもそういった会議の場で指示をしておるところでございます。

○辻泰弘君 そうすると、その広島労働局が出されたやつというのは、その考え方を全国の労働局でもしてもらおうことになるということなんでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 労働局長会議等の場で、私の方からそういったことを全国の労働局長にもお話をしております。

○辻泰弘君 全面的に飲食を禁ずるというのも、やはり人間の社会でどうかというところもあるわけですけれども、やはりそのルールが貫徹されなきゃいけないと。野方凶な中で

こんなことがあったと思うんで、その点については広島としてお考えになったということがあるようですから、それもベースにしつつ、全国ネットに広げていただくということをお願いをしたいと思うわけでございます。

それでもう一つ、新たなと申しますか、それにかかわるような問題があるわけございまして、これもどういふところから来ているのか必ずしもよく分からないんですけども、元労働省の課長が、九道府県の職安の部門から振り込みを受けていて、一千八百万円入手していると、こういうことがあって、御本人も認めておられるということがあるわけございまして。その方は、恐らく中央の厚生労働省、いや、その当時は労働省ですね、労働省の課長であられたときに予算の立場におられたということのようなわけですね、予算配分を担当していたと、このように言われているわけでございます。ですから、その千八百万を受け取っていたというのがその見返りなのかというふうにも思ってしまうわけなんですけれども。

まず、その九道府県というのは把握されているんでしょうか、まず教えていただきたいと思えます。

○政府参考人（鈴木直和君） 報道等で九道府県という報道がございましたが、その中で具体的に九道府県が明示されてはおりませんでした。この問題については、どちらにしても、現在、厚生労働本省におきましてその事実関係を調査中でございます。

○辻泰弘君 その課長さん本人からも話を聞いていただけるということでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 現在、その元課長からの聴取も含めて、現在、調査をしている段階でございます。

この問題につきましては、広島労働局に関する部分については、その三百八十万というものが確認されておりますが、それ以外のものについてはまだ事実関係は確認されておられません。

ただ、いずれにしても、早急に事実を確認したいと思っております。

○辻泰弘君 そうすると、今の三百八十万は一億六千万の内数になるという理解でいいでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 元課長に振り込んだ方は現在亡くなられておりまして、その振り込んだ事実は確認されておりますが、そのお金の性格については、そういう意味で確認が難しい状況でございます。

○辻泰弘君 そうすると、御家族の方が返されたという四千五百万の中に占めると、こういう位置付けになるということですね、あの三百八十万は。

○政府参考人（鈴木直和君） その中に含まれると申しますか、その亡くなられた方が個人的に出したものかそうでないのか、そこら辺の事実関係が分からないという意味でございます。

○辻泰弘君 そうすると、その三百八十万が、さっきの一億、特定できないというところなのか、御遺族が払われた部分とか、そういう部分と、必ずしもちょっとよく分からないところがありますね。

それ、いずれにいたしましても、この問題についても率直なところ組織的な背景を感じ

させるようなところもございまして、とりわけ御本人が予算配分を担当されていたということであると、これはまた非常に重要なものでございまして、個人的な借金の穴埋めに使っていたんだと、個人的なことでやっていたんだというんですけれども、個人的なことで三百八十万も一人の担当者が不正経理で手にした金を振り込むということも、そんなにやるのかなというふうに思いますと、やはりこれは予算配分をされていた方との関係でいろんな組織的な背景もあったんじゃないかというふうにかがえるわけでもございまして、いずれにいたしましても、先ほどの広島労働局の不正経理事件、五月七日でおしまいになったということではなくて、この部分も非常に大きな問題で、これも九道府県というふうには伝えられているわけでもございまして、そういう意味では広がり大きさも感じるわけでもございまして、ですから、この点についてもしっかりと調査をいただいて、結果が出た段階で私どももこの委員会に報告をしていただきたいと思います、このような思いでもございまして。

大臣、ちょっとこのことについてのお取組、御決意をお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣（坂口力君） 広島の件についてもそうでもございまして、いずれにいたしましても、組織的にもし行われているということになれば、これはもう大変なことでもございまして。もし仮にそういう事実があるならば、これはもう労働省、旧労働省全体の大きな問題でもございまして。全貌をもう残り隠さず明らかにすべしということも今言っているところでございまして、関係者から十分聞き取りをしたい。言われております九県にとどまるものなのか、あるいはもっとそれは多いのか、そうしたことも、これはもう全県そうしたことを調査をいたしまして、御報告を申し上げたいと思っております。

○辻泰弘君 そこで、この問題についての角度を変えまして、今回、一億六千万返納されたということになっているわけですが、そのことについてお伺いしておきたいと思うんです。

これは、一億六千三百万でしょうか、これをある意味では三つのジャンルといいますか、財源によっていると思うんですね。本省と広島労働局と御家族といいますか、そういった三者。それ、内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

○政府参考人（鈴木直和君） 不正支出額、約一億三千万であります、延滞金を入れて一億六千万、約一億六千三百万になるものでございまして。

その中で、具体的な返還の額というお話であろうと思っておりますが、個人が不正支出した額、例えば最初の一名、二千三百六十万、これは延滞金を付して返還済みでございまして。それ以外に、それ以外の分につきましては、私的に着服されたことが確認できた分は、着服した人間に返還を求めると。それから、残余の額につきましては、支払等に関する帳簿等の書類が残っておりませんので、使途が明確に確定できないということもありまして、個々人の費消した額の特定が困難なことでもございまして、平成十四年、平成十年度から十四年度におきまして広島の労働局、あるいは、当初は、十年、十一年は、広島県、県庁の一部でもございました。そこで不正支出にかかわる部署に所属していた管理者約八十名、この方に返還していただくということも基本といたしました。

それからまた一方で、返還額が多額に上りまして、広島局のみでは全額の返還が困難ということもありまして、本省で関連の深い部局、例えば大臣官房とか職業安定局の一定以上の役職にあった者、約百四十名に協力を求めるということで返還を行ったものでございまして。

広島局と本省の負担割合は、局が七、本省が三というような形の割合になるものでございまして。

○辻泰弘君 私、お伺いしたのは、こういうことなんです。その一億六千万の内訳として、広島労働局が大体七千万弱だと、それから本省が五千万ぐらいだと、それから御家族が四千五百万ぐらいだと、こういうふうに言われているんですが、そういうことかということを知っているんです。

○政府参考人（鈴木直和君） 大まかに言いますと、そのとおりでございます。

○辻泰弘君 そうすると、七、三とおっしゃいましたですね、七、三なんですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 局と本省との割合で考えますと、約七、三の割合になります。

○辻泰弘君 それは、別にそれが大事だと言わないですけども、七千万と五千万だと七、三になるんですかね。これ、ちょっと数の問題かもしれません。

○政府参考人（鈴木直和君） 本省とそれから労働局の負担割合と申し上げましたのは、私的に着服した分、それもその広島労働局の方で本人からお金を集めて返還するという意味で計算しておりますので、それ全体を含めた上で七、三という割合になるものでございます。

○辻泰弘君 それで、これの返還に向けて、ある意味では厚生労働省で、関係者だけか、関係者以外も分かりませんが、声を掛けて返還をされたということになって、一億六千万調達された、ということになっているわけなんですけれども、まず厚生労働省としてこういうことは今まであったのでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 厚生労働省本省まで含めてこういったことをやったことは、ずっと昔あったかどうか分かりませんが、少なくとも私の知る限りではこういった前例はないというふうに考えております。

○辻泰弘君 今、本省、本省も絡んでということでおっしゃった。地方だけだったらあったということでしょうか。地方の出先といいますか、そういうことですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 金額という意味ではこのような多額の不正支出があったという事例は今までございませんが、地方の労働局で不適正支出があって、それについて地方労働局の段階で返還したという事例はございました。

○辻泰弘君 実は他の中央省庁でもあったかということを知りたいんですけども、それは人事院なのか総務省なのかというのは行ったり来たりでなかなかお答えいただけない、各省ごとに聞かなくていいかということになるのかもしれませんが、そこは分かりませんが、恐らく中央省庁で、中央省庁の皆さんに返還、返還といいますか、協力してくれという呼び掛けをしてやったというのは前代未聞じゃないかと思うわけなんです。この返還というのは、こういう形でなされるのがいいのかどうかというふうにも、いいというか、返すべきは返すべきですが、こういう何かみんなでカンパしようよということで返すということが、やり方がどうも何か、やはりルールがあってしかるべきじゃないかと、こういうふうに思うわけでございます。

そこで、この返還ということ、みんなでやってもらおうよとか、七、三っておっしゃっ

たとか、そういうやつは、そういう方針はいつ、どこで、だれが、どのような会議で決めたんでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） この問題につきましては、広島労働局は広島労働局として、それから本省は本省として、それぞれ関連する管理者等をお願いをしたというものでございます。本省につきましては、厚生労働省本省の幹部から、具体的には私等を含めて幹部の者から口頭で各管理者に協力をお願いをいたしました。具体的には、一番少ない方については五万円程度からほぼ一か月の給与相当に至るまで、管理者に協力をお願いして、その結果としてこういった返還を達成したということでございます。

この問題につきましては、確かにこういった形がいいのかどうかという問題はございますが、少なくとも国庫の金でございますから、これを早急に返還するということが一番の責務だというふうに考えてそういった処理をいたしました。

○辻泰弘君 そうすると、合議で決めたのではなくて、官房長の御判断でお決めになったということでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 厚生労働本省におきましては、合議といいますか、具体的に会議等を開いて決めたということではなくて、幹部の間でいろいろ相談しながら、それからそれを踏まえて私からいろいろお願いしたというのが実態でございます。

○辻泰弘君 その方針について、大臣はどのようにかわられた、あるいはどのように了承されたんでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 具体的にどうするこうするということころまでは相談に乗っておりませんが、いずれにいたしましても、これは厚生労働省の中で起こしたことでありますから、早くこれは返還をするということが第一。一日一日遅くなると、延滞金がどんどん付いてくるものですからだんだん膨れ上がっていくということもございまして、とにかく早く、どこかで、だれかの名義で借入れをしてでも早く返還をすると。そして、それに対してそれぞれの責任に応じてそれはやはり負担をする以外にないだろう。既に亡くなられた人もおみえでございますし、それ以上のことを申し上げるわけにもいかない。初めの方の方はほとんど貯金を、預金をされていたという方もございまして、余り実質的には使われていなかった、預金の中に残されていたという方もございまして、そうした方は全部これはお出しをいただいて、延滞金もお出しをいただくということで、それはそれで済んだわけでございますが、しかしそうでないものがあるわけでございますので、そうしたことにつきましては、これはまあ連帯責任、これはやむを得ないんだろうというふうに私も感じたわけでございます。

○辻泰弘君 それで、この、まあカンパと言っていいんでしょうか、このカンパの開始時期はいつごろ始められたんでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） いろいろ協力をお願いしたのは三月の下旬くらいだったかなと思います。で、結果として集まって返還したのは四月三十日というふうに記憶しております。

○辻泰弘君 私の理解ではもう少し早かったんじゃないかと思えますけれども、三月下旬なんですかね。それで、そんな短期間で集まったということなんですね。

それで、まあそれはそれでいいとして、四月五日、会計監査があったわけですね。その内部調査をして、四月五日に会計検査をされたわけです。

しかし、私は、その会計監査の前にカンパをもう始めたということ自体を私は疑問に思うわけなんです。やはりしっかりと見定めた上で、すなわち一億円の、すなわち四千五百万は御家族が払われたわけですが、やはり本人の責任に帰すべきものについてできるだけ特定していくということがあって、そのことがあって残りにカンパということならあり得るかもしれないんですが、四月五日に会計監査を行っている。今のお話でも三月下旬とおっしゃったと思いますけれども、私はもっと早かったんじゃないかと思いますが、そういう形でなぜ会計監査の前にカンパを始めたのかということをお教えいただきたい。

○政府参考人（鈴木直和君） 会計監査の中で具体的な金額が確定するというのはそのとおりでございますが、ただ、その段階で一億数千万に上る金額が不適正支出であって、その中で着服したとされる金額を除いても、かなり膨大な金額が不適正支出として上っている。それから、この間いろんな広島労働局の調査、本省での調査を継続してまいりましたが、その具体的な人がなかなか確定できないという実態ございました。

そういう意味で、この一億六千万になるような金額の返還につきましては、ある程度その準備をしながらやっていかないと返還自体が難しくなるということもありまして、そういった準備をしながら進めてきたというのが実態でございます。

○辻泰弘君 しかし、会計監査自体が形骸化していたら、その形骸化したやつは後であって、別に何も問題はないと言ってしまえばそういうことになるかもしれませんが、しかし、やっぱり会計監査の前にもうある程度額を特定してそれに向けて走ったということ自体を私は非常に、その徹底的な調査というのを葬り去って幕引きを図ったというふうに見えて仕方がないわけなんです。ですから、その部分については本当に疑問に思っているわけなんです。

それで、これ三月下旬とおっしゃいましたけれども、三月下旬から声掛けられたということなんですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 具体的に三月下旬からいろいろお願いをしたということで記憶をしております。

○辻泰弘君 これ確認していませんけれども、厚生労働省本省では三月初めごろにカンパが始まったということが言われているわけで、三月下旬から始めてこんな短期間に一億、本省の方は五千万でございましたか、そういうことになっているんでしょうかね。

○政府参考人（鈴木直和君） 厚生労働省本省につきましては私の申し上げたとおりでございますが、広島労働局につきましては、その不適正支出額が非常に膨大な金額になるということもありまして、二月のころからいろいろお願いをしていたということを聞いております。

○辻泰弘君 これで本省の方に返還に協力してくれということをおっしゃったのかもしれませんが、その求め方ですね、口頭なのか文書なのかということがあり得るわけです。だれが言うかということなんです、それはどういう形で進められたんでしょう。

○政府参考人（鈴木直和君） 具体的な協力の求め方ではありますが、私を中心として、それからこの問題を担当している地方課の課長等を中心としていろいろ関係する方をお願い



をしてまいりました。

○辻泰弘君 全くこの広島労働局に関係なかった方にも協力を求めたことはあるんですか。

○政府参考人（鈴木直和君） この広島労働局の事案につきましては、その広島労働局と関連の深い部局、例えば先ほど言いました大臣官房とか職業安定局、これを中心としてお願いをしてまいりました。ただ、そういったお願いをしている中で、全く関係ない部局の方からも協力の申出があったということはございます。

○辻泰弘君 これはどこかの口座を作られて振り込みをしてもらうということになったんですね。そうすると、その振り込みの伝え方というのは、何か文書で渡されたということなんでしょうね。そうすると、何か文書があったんでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 私からは口頭でお願いを申し上げました。それから、具体的に口座等につきましては地方課長なり地方課の職員からそういった口座名を協力がいただけという方に連絡を申し上げました。

○辻泰弘君 ちょっとマニアックな質問になるかもしれませんが、その口座名というのはどういう名前だったんでしょう。

○政府参考人（鈴木直和君） 本省で協力をお願いした段階につきましては、官房の地方課長名の口座に振り込んでいただくようお願いを申し上げました。

○辻泰弘君 大臣、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども、この件で記者会見をされているときに、自分もこの返還に協力する用意があるんだと、このようなことをおっしゃって、「まだ出して欲しいという要求が来ているわけではございません。」と、「少し出していただく方のすそ野を広げていかないと、なかなか返せないと思うのです。」、このようにおっしゃっておりまして、この委員会にも御要請があるのかと思ったりしたわけですが、いずれにいたしましても大臣の方はこの返還仲間に入られたんでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 私もこういう事態を、過去であれ現在の問題であれ、今私がトップにいるわけでありますから、応分の責任を果たしたいというふうに思っております。しかし、官房長に聞きましたところ、返還すべき金額は既に集まったということで、そこまではしていただかなくても結構ですという話になったものですから、私は現在いたしております。

〔委員長退席、理事武見敬三君着席〕

前回、KSDのときには大臣手当、一年間返還をしたわけでもございまして、それだけのやはりトップの座におれば責任はあるというふうに思っております。金銭的な問題は問題としまして、様々な問題で私も責任を果たしていきなさいいけないと思っております。

○辻泰弘君 それで、これ返納が、これは労働保険特別会計の保険勘定になるのかと思えますけれども、このどこの会計に、勘定に、いつどのような手続で返されたのか、この点を確認したいと思います。

○政府参考人（鈴木直和君） 会計区分別には、一般会計が千二百二十八万円、それから

特別会計の雇用勘定が九千百十七万円、それから徴収勘定が二千八百五十四万円、労災勘定が十八万九千円、で、これに延滞金が掛かっている金額でございます。

○辻泰弘君 それは、今年度の思わざる税外収入みたいな、そういう形で収入に計上されることになるんですね。

○政府参考人（鈴木直和君） この返還額につきましては、これ返還されて国庫に入るとなれば、雑収入になると思います。

○辻泰弘君 それぞれの会計、それらの勘定の中の雑収入ということですね。

○政府参考人（鈴木直和君） 先ほど申し上げました会計区分に沿って、それぞれの勘定に入るということでございます。

○辻泰弘君 広島労働局関係の質問はこれで終わりたいと思いますけれども、やはり非常に広がり深い組織的な背景を感じさせるものでございまして、広島特有の問題とは思えないわけでもございまして、先ほど元課長さんの問題もございまして、引き続きしっかりと取り組みいただくということをお願いしたい。とりわけ、会計監査の在り方というものは根本的に見直していただいて、やはり国民の負託にこたえ得る厚生労働行政であってほしいと、このように思いますので、お願いを申し上げたいと思います。

それでもう一つ、時間も大分迫ってまいりましたけれども、もう一つ大きな問題として選択エージェンシーの問題がございました。十分御質問をできないかもしれませんが、幾つか御質問したいと思います。

まずこれは、国保中央会への補助金があったと、そして国保中央会が選択エージェンシーに本を作らせていたということでございます。それで、契約金額の方はすぐに出していただきましたんですけれども、補助金額はある程度言ってやっとなんて出てきたわけなんです、それを見比べて、時間があれば皆さん方にその対比表をお配りできるかと思うんですけれども、昨日、私どもの党の方のいろいろなことも、会議もございましたものですから十分留意ができなくて申し訳なく思っておるんでございますけれども。

これを拝見いたしますと、前にもこの便利手帳、例えば便利手帳ですけれども、保健活動のための便利手帳に係る契約金額、これが平成十年三千八百万、十一年五千二百五十万、十二年七千五百六十万、十三年度七千五百六十万、十四年度四千二百八十四万、十五年度四千二百八十四万と。こうずっと波があって、上がって下がってと、こうなっていて、同じような、二万五千部、三万部という中でどうしてそんなに違うのと、単価がえらく違うじゃないかという御指摘があったわけなんです、それはそれで一度御質問があったわけなんですけれども。

それと比べて、補助金の方を見ますと、保健師手帳に対する補助金交付額というのを見ますと、保健師手帳、十年度で四千八十万、十一年度五千七百七十五万、十二年度七千九百二十万、十三年度七千九百二十万、十四年度四千二百八十四万、十五年度四千二百八十四万と、こういうふうになっておりまして、比べてみますと、波があるじゃないかということは同じことではあるんですけれども、気が付くことは、十年度の場合、三千八百万の契約金額に対して補助金は四千八十万ということになっていると。三百八十万ぐらいプラスして補助金が出ているわけなんですね。十一年度におきましても五百万ぐらい上乗せした形で補助金が出ていると。十二年度、十三年度においても上乗せで出ているわけなんです。それは一つの考え方があるかもしれません。ただ、十四年度、十五年度が契約金額と補助金が全く同額で四千二百八十四万になっているわけなんですね。そうすると、ど

うという考え方で変わったのかというふうに思うわけなんです。この点はいかがでしょう。

○政府参考人（辻哲夫君） 基本的に、まずこの補助事業の性格でございますが、これは中央会が保険者の事業の健全な運営を図るために行う事業、そして特に医療費適正化の推進に資するというので、補助要綱、取扱要綱で決まっております。

そういう事業を中央会が行いますことについて補助を行うと。その補助を行う事業の中に、例えば便利手帳というものを購入して配るという形になっておりますので、この補助事業全体の事業の中で便利手帳の購入というのはその一部というように位置付けられております。一部といいますか、その主な事業が便利手帳の交付でございますけれども、それについては、通常の補助事業一般でもございますように、いわゆる関連事務費も計上するというのが通常でございますので、この差額は事務費に相当するものということで理解をして交付をいたしております。

そのときに、当初はやはりこの事業が円満に動きますように事務費を積んでいるわけですが、一般的に全体に財政が相当厳しい中で、この事業に限らず、一貫して補助金の言わば受け手における適正執行ということを常に申してまいりましたので、そういう一環の中で、これは継続的な事業で行われておりますので、言わば事務費的なものを節減し、結果的に差額のないところまで行ったというふうに認識いたしております。

○辻泰弘君 これは、この便利手帳自体が利幅が六割超えていたというふうな指摘もあるわけでございますが、この補助金の給付について審査がしっかりやられていたのかというふうに率直に思うわけでございますが、この点、こういった問題についてもしっかりとチェックをしてやっていただかなければならぬということをお指摘申し上げておきたいと思っております。

時間も限られてきておりますけれども、幾つか確認しておきたい。

こういった監修料が数千万単位で課で一括管理されていた、いわゆるプールされていたという事実、いわゆる指摘があるんですけれども、それはありませんか。

○政府参考人（辻哲夫君） 基本的にまず、受け取った監修料、これ個々の職員が勤務時間外に自宅等で行っていたものでございます。そして、その受け取った所得につきまして個人個人で税の確定申告を行っております。そして、これにつきまして、個人個人でやっておる職務外の行為でございますので、現に組織の責任者である課長自身も関与しておらず、また承知もしておりませんでした。

そういう観点から、組織的にプールしておるといようなものではなく、それぞれ受け取った限り、聞き取りますと、様々なものに使われておりました、そのような意味で組織的なプールというふうな理解は持っておりません。

○辻泰弘君 それはすなわち、組織的なプールではなくて、個人の任意拠出に基づくプールであると、こういうことですね。

○政府参考人（辻哲夫君） 監修料の使途を聞き取っておりますが、例えば個人的な夜食代やタクシー代に使ったといったようなことでございます。

個人レベルとはいえ、事実上お金をプールしているのではないかとということがよく指摘されているわけでございますけれども、複数の監修を行った者同士で自発的に懇親会経費等に使用していた場合もあるようでございますが、それは決してやはり組織的なものではないという理解でございます。

○辻泰弘君　それで、大臣に一つ確認ですけれども、もう既にいろんなところで発言されていますけれども、いわゆる補助金が交付される出版物について厚生労働省の職員が監修料とか原稿料を受け取ることはやめるべきだということをおっしゃってきていると思いますが、そのことについて改めてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君）　専ら補助金によりまして買い上げられた書籍というものにつきまして、そうした書籍について監修料を受け取るということは、これはもう不適切だというふうに思っております。今後、そういうことをやらないように言っているところでございます。

○辻泰弘君　それで、人事院の方にもちょっと来ていただいています、時間が限られておりますけれどもお伺いしたいのでございます。

それは今のことにかかわるわけですが、すなわち、今は課長補佐以上の方について、五千円を超えるものについて贈与等があったとき報告しなさいと、二万円を超えるものについては情報公開の対象であると、こういうことになっているわけなんです。

そこで、贈与等報告書においてチェックできるということ、情報公開においてまたチェックできると、こういうことになっている。ただ、それは課長補佐以上だということではあるわけですが、しかしそこで、私は今回のこと取り組んで思ったことは、やはり改善すべきだと思うということですが、国家公務員倫理法の第九条の中で、「閲覧を請求することができる。」と、こういうことになっているわけです。

ただ、閲覧だけだと、現物には当たっておりませんが、時系列的にその書類が出されたときから並んでいたとすれば、個人で集約する、あるいはどここの企業からのものを集約するということができないという現実があるわけですが、いずれにいたしましても、せめて今の時代ですからコピー、複写が可能であるということ認められるようにすべきじゃないかと。現に役所によっては自主的な対応としてやっていらっしゃる場所もあるようですけれども、やはりこれは全省的にそういうコピーぐらいできるという、情報公開の精神を普遍的にしていくためにはそういうことであるべきだと思うんですが、複写を可能とするようにすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（花尻尚君）　法律の「閲覧」という言葉の中に複写というのは含まれないというふうに私も考えております。これは最高裁の判例でもあります。それで、今おっしゃったとおり、省庁によっては独自の判断で複写を認めているところもございしますが、多くの省ではそうではございません。

それと、御承知かと思えますけれども、情報公開法というのがございまして、それで請求なされば複写は可能でございます。

○辻泰弘君　この点は、やはりこういうことがあってはいかぬわけですが、やはり情報公開の精神を貫徹するという意味から、コピーができるように、それができないならばこの九条改正ということあるかもしれませんが、そのことについてやはり問題意識を持ってお取り組みいただくように申し上げておきたいと思えます。

それから同時に、贈与等報告書についてなんですけれども、この贈与等報告書は、本人が当然書いて、課や局の上司の手を経て人事課に届けられると、このようになっているというふうに聞いているわけでございます。

私は、ここも、課や局の上司の手を経るといって、厳密ではないかもしれませんが、そういうシステムがどうかというふうにも思うところがございまして、やはり今の情報化社会といえますか、そういう中ですから、その本人が、だれでもできるということは

おかしいわけで、本人確認を経なければなりませんけれども、その本人がパソコンに入力してやれば、それでその贈与等報告を作ると、そういうことにすれば、だれだれの贈与報告という、ぱっと出てくるわけですね、集計が。どどこ企業に関してのといったら、ぱっと出てくると。

そういう形で、それと、実際こういうことがあったときに、多分選択エージェンシーのときは担当の方々は大変な、報告を引っ張り上げるのに大変だったと思うんですけれども、そういった意味においても、やはりこの贈与等報告書の書き方、そのこと自体も、これは厚生労働省だけでできることだと思いますけれども、在り方を考えていくべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） IT社会というお話ございまして、コンピューター入力というふうなお話かと思いますが、この問題については、全省庁に共通する問題でもございますし、一省庁だけですと事例が少ないということもありますので、関係のところとも相談しながら、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 こういった問題が厚生労働省には非常に多いものですから、厚生労働省からでも始めていただきたいというふうに私は思っております。

そういう意味で、国家公務員倫理法の改正、倫理規程の改正、こういったものに、それとまた今の贈与等報告書のことについてもお取組を求めておきたいと思えます。

時間が限られておりますけれども、年金局長に来ていただいている質問時間がなかったら悪いんですけれども、まあ年金局長にまた近いうちにお会いすることが多くなると思えますので、そのことは、質問ができなかったら御容赦をいただきたいと思うわけでございます。

それで、実は逮捕者が、厚生労働省、大変最近増えているというふうに私は思うわけです。それで、今回のこのことも含めてですが、逮捕者の状況と言ってはなんですが、職務にかかわる事由で逮捕された方の人数ですね、教えていただきたいと思えます。

○政府参考人（鈴木直和君） 平成十年以降で申し上げますと、職務にかかわる逮捕者につきまして現在把握しているものにつきましては、平成十年、十一年は該当はございません。十二年が二人、十三年二人、十四年四人、それから十五年が五人、それから十六年が先ほどの広島労働局の事例等もございまして五人となっております。合計、十年以降で数えますと十八人ということで、最近こういった事例が増えているということもありまして、このような事態を重く受け止めて、気を引き締めて、こういった問題が発生しないように万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 私、これは、十年間の資料出せと言ったら、平成十年以降しかないんだということだったんですけれども、それはまた保存期間ということがあるかもしれませんけれども、しかし、厚生労働省という中央の責任ある官庁の職務にかかわる事由で逮捕された方の記録といいますか、そのことぐらいは過去ずっとあってしかるべきじゃないかと思うんで、そのことを申し上げておくと同時に、やはり最近非常にそういった逮捕者が増えている、また厚生労働行政にもミスがいろいろあるということがあるわけでございますが、こういった意味で、やっぱり国家公務員としての綱紀肅正といいますか、そういった意味での意識をしっかりと持っていただくということが大事だと思うんですけれども、時間も参りましたので、最後に大臣に、こういった公務員の方々の綱紀肅正といいますか、しっかりと公務員としての倫理の確立といいますか、そういったものについての御対処、御方針をお伺いして、私の質問を終わりたいと思えます。

〔理事武見敬三君退席、委員長着席〕

○国務大臣（坂口力君） 逮捕者が非常に増えてきているというのは、決してこれは好ましいことでないことはもう今更申し上げるまでもないわけでありまして、今後こうしたことが出ないように一体どうしていくのか、これはただ掛け声を掛けただけでは駄目だというふうに思っております。やはり職員一人一人の仕事に対する取組の仕方にこれはかかわる問題でございまして、そうした意識改革から行っていかなければいけないというふうに思っております。

とりわけ、それぞれの事務のトップに立つ者、そうした者がやはりしっかりしてやっていかなければいけないと。過去の経緯、その過去のことを何か継承していくというような気持ちでやっておりましてはいけないということを今一生懸命言っているところでございまして、御指摘いただきましたことにこたえられるように努力する決意でございまして、

○辻泰弘君 以上で終わります。